



公益社団法人日本山岳ガイド協会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 18 番地 丸藤ビル 201 号

TEL: 03-3358-9806 FAX: 03-3358-9780

e-mail: office@ifmga.com

令和 2 年 5 月 29 日

新型コロナウイルス感染症対策のための業務再開ガイドライン Vol. 6

—行政への要望書提出の報告—

公益社団法人日本山岳ガイド協会
特別委員会コロナ対策プロジェクトチーム

日本山岳ガイド協会特別委員会コロナ対策プロジェクトチームでは、2回に渡る会員へのアンケートの集計データから明らかになった山岳ガイドらの業務機会の急速な減退等の状況を受け、こうした状況の改善へのより一層の支援を求めることを目的に、要望書を取りまとめ、関係する省庁に対して発出しています。

5月26日には本郷浩二林野庁長官宛てに郵送で、また5月28日には厚生労働省に橋本岳厚生労働副大臣を訪ね、加藤勝信厚生労働大臣、萩生田光一文部科学大臣、小泉進次郎環境大臣を連名で宛先とする要望書を、それぞれ提出（または提出取次依頼）をいたしました。

要望書の骨子は宛先により差異がありますが、つぎのとおりです。

- (1) 今般の新型コロナウイルスの感染拡大と、それに伴う自粛要請、緊急事態宣言の発出による山岳スポーツ愛好者の自然体験機会の縮小は、山岳地域の案内を生業とする本会の会員（以下「山岳ガイド」という）の就労に大きな影響をもたらしている。
- (2) 4月27日に山岳ガイドらに対して実施した「第2回新型コロナウイルスにおける影響に関するアンケート」では、4月初旬から5月中旬にかけてのガイド業務実施状況に関する設問に対して、8割強の者が「4月1ヶ月間のガイド業としての収入が殆どなかった」と回答し、大変厳しい状況下に置かれている。

このような現状を踏まえ、「新しい生活様式」が日常生活に取り入れられた後においても、山岳スポーツが健全な体育として国民の間で適切に継続されるよう、次の事項を要望しました。

- 1) 関係省庁におかれましては、休業状況にある山岳ガイド業者に対する休業補償等の経済支援策の実施を今後も継続していただきたい。
- 2) 緊急事態宣言の一部解除に際して、再開されるガイド業務については、本会が予め策定した「新型コロナウイルス感染症対策のための業務再開ガイドライン」に当然沿ったものであることを、ご理解いただきたい。

- 3) 緊急事態宣言の解除以降に各地域において企画開催される山岳スポーツ振興に寄与する催事等について、積極的なご支援をいただきたい。
- 4) 厚生労働省編職業分類による職業分類表では【42 その他のサービスの職業】項目のなかに421【添乗員、観光案内人】はあるものの、極めて専門性の高い職種である【山岳ガイド・登山ガイド・自然ガイド】は独立した分類がなされていないことから、厚生労働省においては【山岳ガイド・登山ガイド・自然ガイド】を独立した【職業】としてお取り扱いいただきたい。
- 5) 林野庁においては現在進められている森林サービス産業振興策の一環として、健康・観光分野での野外活動を伴う活動について、その安全管理者としての山岳ガイド等の雇用を関係実施団体様に啓発（推奨）していただきたい。

なお、5月28日の橋本厚生労働副大臣への要望書提出については、5月29日NHK番組「おはよう日本」、およびNEWSWEBで報道されました。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200529/k10012449691000.html>



厚生労働省副大臣室にて要望書を提出（提供：橋本岳事務所）

以 上